

望ましい学校規模、学校配置について

人口減少、少子化が続き、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していくことが予想されます。そのような環境の中でも全ての子どもたちの可能性を引き出し、豊かな社会を創造する力を育む、「個別最適な学びと、協働的な学び」を実現し、魅力のある学校教育と持続的な学校運営ができるよう、望ましい学校規模や学校配置などについて総合的に検討していく必要があります。

1 学校規模と配置に関する基本的な考え方

(1) 学校規模の標準

小中学校の学校規模の標準は、学級数により学校教育法施行規則で定められています。

学校教育法施行規則第 41 条では、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。」としています。

中学校については、同第 79 条において「第 41 条の規定は中学校に準用する」としています。

(2) 学級編制の標準

児童生徒による学級編成、教員の配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき定められています。

公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとされています。ただし、児童又は生徒の数が著しく少ないか、その他特別な事情がある場合には、数学年の児童又は生徒を 1 学級に編制することができるとされています。

1 学級の児童又は生徒数の標準については、これまで小学校は、第 1 学年は 35 人、その他の学年は 40 人とし、中学校は、全学年 40 人としていましたが、少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備し、安全安心な教育環境と ICT 等の活用による新たな学びを実現するため、法律の一部を改正し、令和 3 年度から公立小学校の学級編成の標準を 5 年かけて 35 人に引き下げることとしています。

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒数
小学校	同学年の児童で編制する学級	35 人 (令和 3 年度から 5 年間で段階的に 2 年生から 6 年生までを 35 人に引き下げる)
	二の学年の児童で編制する学級	16 人 (第 1 学年の児童を含む学級にあっては 8 人)
	学校教育法第 81 条に規定する特別支援学級	8 人

中学校	同学年の児童で編制する学級	40人
	二の学年の児童で編制する学級	8人
	学校教育法第81条に規定する特別支援学級	8人

学級編制の標準の引き下げ計画

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
学 年	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生

また、同法律では、都道府県ごとの、公立小学校又は中学校の1学級の児童又は生徒数の基準は、規定により定める数を標準として、都道府県の教育委員会が定めるとされています。ただし、都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合は、規定により定める数を下回る数を、一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができるとしています。

三重県教育委員会では、上記の国の制度に基づき、独自に「市町立小中学校学級編制基準」を設け、小中学校の教育水準の維持向上を図っています。

令和5年度 市町立小中学校学級編制基準

三重県教育委員会

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒数
小学校	同学年の児童で編制する学級	第1学年から第4学年までは35人 他の学年は40人 ただし、第1学年と第2学年は30人（下限25人）とする。 また、第5学年は35人学級とする。
	二の学年の児童で編制する学級	16人 ただし、第1学年の児童を含む学級にあっては8人、第6学年の児童を含む学級にあっては14人とする。
	学校教育法第81条に規定する特別支援学級	8人
中学校	同学年の児童で編制する学級	40人 ただし、第1学年は35人（下限25人）とする。
	二の学年の児童で編制する学級	8人
	学校教育法第81条に規定する特別支援学級	8人

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
小学校	30人	30人	35人	35人	35人	40人
中学校	35人	40人	40人	—	—	—

学校規模の分類（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請書の手引きから）

小学校

分類	学級数	2023（令和 5）年度	2033（令和 15）年度推計
過小規模校	1～5 学級		成和東・成和西・島ヶ原
小規模校	6～11 学級	久米・上野北・府中・中瀬・ 上野南・成和東・成和西・ 三訪・柘植・西柘植・壬生野・ 島ヶ原・阿山・大山田・青山	久米・上野北・府中・中瀬・友生・ 上野南・三訪・柘植・西柘植・壬生野・ 阿山・大山田・青山
適正規模校	12～18 学級	上野東・友生	上野東・上野西
大規模校	19～30 学級	上野西	

■ は学年 1 学級、■ は複式学級

中学校

分類	学級数	2023（令和 5）年度	2033（令和 15）年度推計
過小規模校	1～2 学級		
小規模校	3～11 学級	崇広・城東・上野南・柘植・霊 峰・島ヶ原・阿山・大山田・ 青山	崇広・城東・上野南・柘植・霊峰 島ヶ原・阿山・大山田・青山
適正規模校	12～18 学級	緑ヶ丘	緑ヶ丘
大規模校	19～30 学級		

■ は学年 1 学級

教員の配置人員については、学校の規模や状況に応じて、変更となります。

(3) 学校配置の標準

市町村教育委員会は、市町村内に小学校及び中学校が 2 校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校及び中学校を指定することとされています。指定する際は、市町村教育委員会があらかじめ指定した通学区域を判断基準として指定することとしています。

通学区域については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等、それぞれの地域の実情を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されています。

通学距離については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、適正な学校規模の条件として「通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること」としています。また、通学時間については、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」では、「おおむね 1 時間以内を目安として上で、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定することの適否も

含めた判断を行うことが適当である」としています。

さらに同手引きでは、「各地域が抱える課題や実情は様々であることから、通学距離や通学時間を機械的に適用することは適当ではなく、総合的な教育条件の向上に資する形で通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要がある」としています。

伊賀市教育委員会では、市立小中学校の学級編制については、三県教育委員会の基準に基づき編制し、その学級数での学校規模で運営を行っています。

学区については、通学距離や地理的理由、自治会区域等により定めています。また、通学距離や通学時間については、国の規定等を参酌し、学校配置を定める必要がありますが、特に児童生徒数の減少に伴うこれまでの校区再編で統廃合された学区は、以前よりその範囲が広がったため、通学に要する距離や時間を今まで以上に増やすことは慎重に検討する必要があります。

2 文部科学省の手引き（平成 27 年 1 月 27 日）からの学校規模適正化に関する基本的な考え方

文部科学省の「公立学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、教育的な視点として「学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられる。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となる」としています。

また、地域コミュニティの核としての視点として、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っており、「学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもたちの保護者の声を重視しつつ、地域住民の理解と協力を得るなど丁寧な議論を行うことが望まれる」としています。

○学級数や学級当たりの児童生徒数が少なくなることによる課題

学級数が少なくなることにより下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があるとしています。

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。

- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい。
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

○複式学級となることによる課題

複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる。
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。

○複数の学級を編成することによる利点

一般に各学年で複数の学級を編成できる場合は、クラス替えが可能となることの景況を含めて以下のような利点が考えられます。

- ① 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編成ができる。
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
- ⑦ 指導上課題がある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる。

○教職員数が少なくなることによる課題

小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要とされています。

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる。
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい。(学年会や教科会等が成立しない)
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。

○小規模校のメリット

一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われています。

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ＩＣＴ機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりするのが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、教育的な視点でこうした課題の解決を図っていくことが喫緊の課題となっています。その際に、地域コミュニティの核としての観点からは、学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や地域の総力を挙げ、創意工夫を生かして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合等があると考えられます。

学校の小規模化に伴う諸問題に正面から向き合い、保護者や地域住民と共に課題をきめ細かく分析し、それぞれの地域で子どもたちを健やかに育てていくための「最善の選択」につなげていく必要があります。

検 討 を 進 め る ポ イ ン ト

市立小・中学校の望ましい学校規模について

- ⇒ 教育的な視点から
- ⇒ 地域コミュニティの核としての視点から
- ⇒ 標準的な学級編成の視点から

市立小・中学校の望ましい学校配置について

- ⇒ 通学距離・通学時間の視点から
- ⇒ 地理的な状況や地域社会との連携の視点から

望ましい学校規模や学校配置を踏まえた小規模校のあり方について